

都城市地域包括支援センターシステム導入業務委託実施要領

1 業務の目的

本業務は、都城市内に設置された7つの地域包括支援センターと市との間で、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務等を効率的に実施するとともに、指定介護予防支援事業所として要支援者や介護予防・生活支援サービス事業対象者へのケアマネジメント業務を円滑に行うため、情報共有や業務連携を可能とするシステムを導入することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 名称 都城市地域包括支援センターシステム導入業務委託
- (2) 場所 都城市役所及び市内7か所の地域包括支援センター
- (3) 内容 別紙1 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和8年9月30日まで
- (5) 提案上限額 25,093,200 円（消費税及び地方消費税相当額 2,281,200 円を含む。）

ただし、以下のそれぞれの上限額を超えないものとする。

なお、機器賃貸借が発生する場合、イ．運用費に含めても可とする

ア 導入（構築）

14,031,600 円

イ 運用（保守及び利用料等）60 ヶ月

11,061,600 円（初年度 1,106,160 円）

3 プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、高度な専門性と技術力が求められるシステム導入であり、単なる価格競争ではなく、事業者の技術力、実績、提案内容等を総合的に評価して選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用する。公募型とすることで、広く提案を募り、最も優れた提案を行った事業者を選定することが可能となる。

4 業務スケジュール（予定）

内 容	日 程
選定委員会発足（審査方法、評価項目及び評価視点の決定）	令和 7 年 10 月 17 日（金）
公告日	令和 7 年 11 月 4 日（火）
参加表明書の受付期間	令和 7 年 11 月 5 日（水）～11 月 20 日（木）
質疑の受付期間	令和 7 年 11 月 5 日（水）～11 月 13 日（木）
質疑への回答	令和 7 年 11 月 18 日（火）まで随時
参加資格要件の審査通知	令和 7 年 11 月 25 日（火）～12 月 5 日（金）
技術提案書提出要請書の送付	令和 7 年 11 月 25 日（火）～12 月 5 日（金）
技術提案書受付期間	令和 7 年 12 月 8 日（月）～12 月 17 日（水）
プレゼンテーション等の実施	令和 7 年 12 月 24 日（水）（予定）
プレゼンテーション等による優先交渉者の選定・通知	令和 8 年 1 月下旬（予定）
契約締結日	令和 8 年 1 月下旬（予定）

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

5 指名型か公募型かの別

公募型

6 参加資格要件

提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (3) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

- (5) 参加表明書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

7 作成要領

(1) 作成要領

別紙2「作成要領」参照

(2) 内容についての質問の受付及び回答

- ア 受付期間：令和7年11月5日(水)から11月13日(木)午後5時まで
- イ 受付方法：質問書(様式第5号)を電子メールで提出すること。
- ウ 提出先：「12 応募・問合せ先」と同じ。
- エ 回答方法：令和7年11月18日(火)午後5時までに、参加資格要件を満たした全ての事業者にもメールで送付する。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式第3号)
- (イ) 事業者概要(任意様式 事業概要及び事業実績が分かるパンフレット等)
- (ウ) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (エ) 法人の場合：役員等名簿(入札参加事業者等確認書)兼同意書(都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号)及び誓約書(都城市暴力団排除条例施行規則様式第6号)
- (オ) 印鑑証明書
- (カ) 決算報告書(直近1年分)
- (キ) 納税証明書(直近1年分)

a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書(最寄の税務署で発行)

b 都城市税の滞納のない証明書(都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合)

※登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から遡り3か月以内に発行されたものに限る。

※(ウ)から(キ)までについては、本市の競争入札参加有資格事業者名簿に登録されている場合は省略できる。

イ 提出期間

令和 7 年 11 月 5 日（水）から令和 7 年 11 月 20 日（木）まで

ウ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日を除く日（以下「平日」という。）とする。

エ 提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

1 部

カ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和 7 年 12 月 5 日（金）までに通知する。

キ 辞退届の提出

参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

（ア）提出書類

辞退届（様式第 9 号）

（イ）提出期限

令和 7 年 12 月 17 日（水）まで

（ウ）受付時間

平日午前 9 時から午後 5 時まで

（エ）提出方法

持参又は書留郵送により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。。

（2）技術提案書

ア 提出書類

（ア）技術提案書等提出書（様式第 6 号）

（イ）会社概要（様式第 7 号）

（ウ）業務実績（様式第 8 号）

（エ）業務実施体制調書（様式 10 号）

（オ）技術提案書（任意様式）

（カ）システム機能要件仕様書（別紙 1-1）

（キ）見積書（任意様式）

イ 提出期間

令和 7 年 12 月 8 日(月)から 12 月 17 日(水)まで

ウ 受付時間

平日午前 9 時から午後 5 時まで

エ 提出方法

持参又は書留郵便により、「12 応募・問合せ先」に提出してください。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

正本 1 部、副本 12 部（副本は複写でも可とするが、企業名のほか提案事業者を連想させるようなシンボルマーク、ロゴ等の記載がないものとする。）

9 審査方法

(1) 選定委員会の構成

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成 24 年度告示第 254 号。以下「プロポーザル要綱」という。）第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、都城市地域包括支援センターシステム導入業務委託選定委員会を設置する。委員は、庁内の関係部課職員等 4 人（健康部長、情報政策課職員、福祉課職員、いきいき長寿課職員）及び各地域包括支援センター管理者 7 人の計 11 人で組織する。

(2) 審査方法

ア 第 1 次審査（書類審査）

提出された技術提案書を、別紙 3「評価項目及び評価基準」に基づいて審査し、高い評価を得た上位 5 者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が 5 者以下である場合は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施するものとする。

イ 第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

第 1 次審査により選考された者が、次に掲げるとおり、技術提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、別紙 3「評価項目及び評価基準」に基づいて再度審査を行い、優先交渉者を選定する。

(ア) 日程

令和 7 年 12 月 24 日(水)（予定）

(イ) 出席者

1 者 3 名以内

(ウ) 実施時間

1 者 40 分以内（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 15 分、機器のセッティング・撤去に係る時間 5 分）

(エ) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、様式第2号審査結果通知書により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、発注者に指示すること。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成18年規則第65号）第119条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第119条第2項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

ア 契約代金の支払は、業務完了後の完了払とする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

11 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

イ 見積金額が、提案限度額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

- (2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 技術提案書及び見積書は、1 者につき 1 提案に限る。
- (4) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例(平成 18 年条例第 28 号)に基づき対応する。
- (6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (7) 技術提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。
- (8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- (9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

12 応募・問合せ先

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町 6 街区 21 号

都城市役所 健康部 いきいき長寿課

電 話 0986-23-2685 (直通)

E-mail ikiiki@city.miyakonojo.miyazaki.jp